

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 種畜証明書の交付
倉吉都市計画事業の認可
完全給食実施の認可
土地改良区の設立認可
土地改良事業計画の縦覧
- ◇選管告示
鳥取県選挙管理委員会
委員長の代理委員の指定

告示

鳥取県告示第十四号
次の種畜について家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、種畜証明書を交付した。

昭和三十年一月十八日
鳥取県知事 遠藤 茂

公安告示

道路交通取締法による聴聞会の開催
◇公告
昭和二十九年生活改良普及員資格試験期日等変更
第一回鳥取県警察官採用試験の実施

種畜証明書番号	名号	生年月日	産地	血統	級別	飼養者住所氏名
昭二九 鳥地第四二号	福山	昭二八、三、二五	鳥取県八頭郡家町	藤常	第八ことぶき	二 八頭郡用瀬町
四三	花東	一、六	東伯郡東伯町	黒五八	八八〇	福本 石藏
四四	天壽	一、五	赤碓町	花島	ひがし	東伯郡赤碓町
				本黒二、二六一	一五〇	鳥取県種畜場
				生田	まへだ	高力 稔
				一、二六一	予鳥三、七九三	

四五	能勢	七、一二	鳥取市猪子	若安	三七二	おおか	鳥取市上砂見
四六	吉峯	六、二五	八頭郡船岡町	琴峯	三七四	かわら	八頭郡船岡町
四七	勝丸	四、二〇	中私郡村	昭益	五五〇	ひらさき	有沢善四郎
四八	浜敏	三、四	国英村	新東	一、三七七	すぎさけ	沖田八十
四九	富信	昭二七、二二、二〇	船岡町	夏源	本黒一、八五九	とみのぶ	散岐村
五〇	入吉	昭二八、六、二六	倉吉市椋波	入江	二、二四二	よしだ	竹内兼藏
五一	入壽	六、三	服部	ふじ	黒一二、七七三	あき	岸本重造
五二	入勇	九、七	東伯郡赤碓町	生田	二、二六一	もりやま	倉吉市大塚
五四	天栄	三、一四	日野郡江府町	第二栄光	七五六	ことぶき	吉田金次郎
五五	松栄	七、一九	西伯郡淡江町	益広	九九	とみじま一	東伯郡三朝町
五六	広綱	七、一〇	日野郡八郷村	井岡	七八四	よしいち	吉田治之藏
五七	光国	九、二四	第二栄光	七五六	六〇、七〇〇	西伯郡大幡村	田中吉藏
五八	克栄	八、二〇	西伯郡界港町	憲	七、二二七	日野郡福栄村	松田政知
五九	野田彦	五、二	住田	本黒一、五五四	かどた一	小竹しまよ	加川潔
			米子市勝田町			内田勇	和田
			井田虎次郎				

鳥取県告示第十五号

昭和二十九年十二月六日発土第一六九号で申請の倉吉都市計画事業上井駅前土地区画整理設計書及び施行規程を昭和三十年一月五日認可した。

昭和三十年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く、完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和三十年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

第二栄光	七五六	やましげ一	西伯郡境港町
住田	本黒一、六〇五	山本	憲
本黒一、五五四	かどた一	日野郡福栄村	
	七、二二七	小竹しまよ	

鳥取県告示第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について、次のとおり認可した。

昭和三十年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

申請人	住所氏名	土地改良区名称	認可年月日
東伯郡灘手村 安藤 唐喜	大灘土地改良区	昭和三十年一月七日	
大字穴沢 外十六人			

東郷町 藤田一敏 東郷町方地
大字方地 外十四人

鳥取県告示第十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十年一月十九日から同年二月七日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別表

申請人	土地改良区 の名称	縦覧の場所
住 所 一 氏 名		
気高郡浜村町 朝津 信道	浜村町姉泊	気高郡浜村町
大字八束水 外十五人	土地改良区	役場
岩美郡岩美町 福本 芳藏	江川	岩美郡岩美町
大字岩本 外十四人		役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

鳥取県選挙管理委員会の委員長として次の者を選挙した。

昭和三十年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会

米子市内町二二二 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

鳥取県選挙管理委員会の委員長代理委員として次の者を指定した。

昭和三十年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

八頭郡若桜町大字若桜一、二二二ノ一 田井 潔

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通取締法第九条第六項同法施行令第五十九条の規定により左記のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十年一月十八日

鳥取県公安委員会

第一

一 関係者住所氏名

(1) 西伯郡境港町上道町三〇一ノ一

寺本 富士雄

第二

(2) 日野郡溝口町大字溝口七〇一

岩崎 正美

昭和六年一月一日生

大正十五年六月十一日生

二 聴聞の期日

昭和三十年一月二十八日 午後一時から

三 聴聞の場所

米子市万能町 米子警察署

米子市万能町 米子警察署

第一

一 関係者住所氏名

(1) 倉吉市穴窪二一〇

足羽 弘道

昭和八年二月十七日生

(2) 八頭郡智頭町大字三吉五〇二ノ三

福田 則保

昭和七年九月二十四日生

二 聴聞の期日

昭和三十年一月二十九日 午後一時から

三 聴聞の場所
鳥取市西町 合同庁舎会議室

公 告

昭和二十九年十二月十日附公告した昭和二十九年年度農業及び生活改良普及員資格試験のうち生活改良普及員資格試験の試験期日及び出願書類提出期限を次のとおり変更する。

昭和三十年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験期日

昭和三十年三月十日から十二日まで 三日間
毎日午前九時開始 午後四時三十分終了

二 出願書類提出期限

昭和三十年二月二十五日まで

第一回鳥取県警察官採用試験につき次のように公告する。
昭和三十年一月十八日

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職

1 この試験は個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持に当る鳥取県警察官（巡査）の採用試験です。

2 採用予定人員は約二〇人です。

二 受験できる者

この試験は1の受験資格を有し2の欠格事項のいずれにも該当しないものであれば受験できます。

1 受験資格

イ、学歴 学歴は問いませんが、新制高等学校又は旧制甲種中等学校卒業程度の学力を必要といたします。

ロ、年令、性別 大正十四年四月二日から昭和十一年四月一日までに生れた男子に限ります。但し、新制高等学校を昭和三十年三月三十一日までに卒業する見込の者は、昭和十二年四月一日までに生

れた者も受験できます。

2 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者。
- ロ 禁治産者及び準禁治産者。
- ハ 禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ニ 鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者。
- ホ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

三 試験の方法

試験は第一次試験、第二次試験及び身上調査とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

1 第一次試験

警察官として必要な一般能力及び教養について筆記により次のように行います。

イ 知能、教養試験 択一法及び短答法によつて行

います。

ロ 作文試験 課題によつて行います。

2 第二次試験

イ 口述試験 主として人物についての面接による試験を行います。

ロ 体力検査 職務遂行上必要な体力、体質を有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。

a 身長はおゝむね一六〇糎（約五尺二寸八分）以上であること。

b 両眼とも裸眼視力がおゝむね〇、六以上（きよう正視力一、〇以上の者にあつては裸眼視力が〇、一以上）であり、且つ弁色力が完全であること。

c 身体に奇型その他の異状のないこと。

ハ 身体検査胸部疾患、性病等の傳染性疾患の有無その他について検査を行います。

3 身上調査
 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否その他について身上調査を行います。

4 試験の日時及び場所

日 時	場 所	結 果 発 表
第一次試験 昭和三十年二月二十日(日)午前八時三十分から	鳥取市東町鳥取西高第二校舎 米子市錦町米子西高校	昭和三十年三月十日(日)午前八時三十分から
第二次試験 昭和三十年三月十日(日)午前八時三十分から	鳥取市で行います 米子市で行います	昭和三十年三月十日(日)午前八時三十分から

五 合格から採用までの経路及び給与

1 この試験の合格者は警察官(巡查)採用候補者名簿に登載され、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

2 採用後は鳥取県巡查に任命され、巡查見習生とします。

て昭和三十年四月鳥取県警察学校に入學し、一年間初任教養を受けたのち勤務に配置されます。

3 巡查に任命されると(巡查見習生の間も同じ)原則として一級三号給(警察官給料表月六、九〇〇円)を支給されるほか、給与条例の定めるところによつて、期末手当、勤勉手当、扶養手当及び勤務地手当等が支給されます。

4 現在の警察制度では誰れでも成績次第で管区警察学校や警察大学校に入校して幹部としての教養を与えられ、上級の警察官への昇進の途が開かれています。

六 受験手続

1 申込書交付場所
 申込書は次に掲げるところで交付します。申込書を郵便で請求される際には必ず「十円切手をはつた宛先明記の封筒」を同封して下さい。

イ 鳥取市東町 県庁内 鳥取県人事委員会事務局
 鳥取県警察本部警務課

イ 本県内各警察署

2 申込手続

イ 採用試験申込書に必要事項を記入の上人事委員会事務局、警務課又は県内各警察署に提出して下さい。この際鳥取県人事委員会事務局に提出して「受験票」を受領した場合を除き必ず「十円切手をはつた宛先明記の封筒」を添付して下さい。

ロ 受領した「受験票」には最近六月以内に撮影した写真(上半身正面向脱帽のもの)をはりつけて、試験当日持参して下さい。写真のない場合には受験できません。

3 申込書受付期間
 昭和三十年一月二十日(木)から二月十五日(火)まで、但し郵送の場合には二月十五日(火)午後五時までの着信に限り受け付けます。

七 その他
 この試験の詳細について不明の場合には「人事委員会事務局」又は「警察本部警務課」に照会して下さい。

イ 鳥取市東町 県庁内 鳥取県人事委員会事務局
 鳥取県警察本部警務課

